

## 「選択権」規定にみるドイツ商法会計の意図

— 損益計算構造と製造原価要素に焦点をあてて —

奥 山 茂

### 目 次

1. ドイツ会計規制の変遷—問題の所在—
2. ドイツ商法における不確定の法概念としての選択権
3. BilMoG 制定前の損益計算構造と製造原価規定にみる選択権
4. BilMoG 制定後の損益計算構造と製造原価規定にみる選択権
5. 結びに代えて—損益計算の透明性に関連して

### 1. ドイツ会計規制の変遷 — 問題の所在 —

前世紀末頃からの一連の会計制度改革の波は、世界的な規模で会計先進諸国を飲み込んでいったといえるであろう。我が国をはじめとする個々の国々というに及ばず、関係諸機関・機構においても新たな会計基準の設定および会計制度の導入をめぐる議論が今日においてもなお継続しておこなわれている。そこでは、投資家の意思決定に有用な情報の開示を拡充・強化するという基本方針の下に、多様な情報の提供が求められているのである。とりわけ、開示される情報の内容が最大の関心事といえるであろう。このことは、このような世界的な動向に多大の影響を及ぼしていると考えられる国際財務報告基準〔および国際会計基準〕の動向を概観してみれば明らかであろう。

そのような国際的な動向に沿うように変化を続けるドイツにおける会計規制の変遷を辿るためには、単に国内の法改正だけではなく最大の外的要因としての EU の動向をも考慮に入れて一連の変化が観察されなければならない。その上で EU 域内における会計基準の調和化<sup>1</sup> から今日に至るまでの期間で捉えてみると、ドイツにおける会計規制には、EU 域内における会計基準の調和化と国際会計基準の適用という 2 つの大きな転換点が存在していたことは紛れもない事実といえる。これらの大きな変化に対応するだけではなく、現実にはこの期間においてドイツでは会計規則に関連する各種の法整備もおこなわれ<sup>2</sup>、その結果として現行の会計制度が構築されており、今日では新たな EU 会計指令<sup>3</sup> と国内の会計法規に則して企業会計の実務がおこなわれている。

ドイツの会計制度においては、この制度に対する会計規制の根幹に位置づけられる会計法規として商法の各種規定が重要な役割を果たしており、これ以外の会計法規も法体系上個別の独立し

た一つの法規として必要な規定をすべて新たに設定するという方式ではなく、必要に応じて商法等の既存の関連する各種会計法規から該当する規定を取り込み、あるいは該当する規定を改正することにより集合体として一つの新たな法規を作り出す方式である条項法という形態を採用することにより、上記の期間内での変化に対応してきていることに着意すれば、商法が中心に位置づけられていることは明らかである。その商法においては、明文化された定めのない「不確定の法概念」の存在が看過されてはならない。この「不確定の法概念」の中には「選択権」という概念が含まれている<sup>4</sup>。この「選択権」という文言それ自体については、現行ドイツ商法第284条第1項第2文、すなわち「附属説明書には、選択権の行使により貸借対照表又は損益計算書に記載されなかった事項の詳細が記載なされなければならない」という条文において見出される<sup>5</sup>。この第284条の文言は、遑ればEU会計指令の国内法化のための法律として1985年12月19日に発効した会計指令法(Bilanzrichtlinien-Gesetz:以下BiRiLiG)の制定に伴って商法規定に組み込まれたものであった。当初の条文では同条第1項は第1文のみであり、比較的長文の中に上記とほぼ同様の文言が含まれていた。この条文は、2009年5月29日発効の会計法規現代化法<sup>6</sup>(Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts: Bilanzrechts-modernisierungsgesetz:以下BilMoG)においてはそのまま全く改正されることなく、その後の2015年改定(その理由は後述)の際に表現上の若干の修正がおこなわれたものの、規定としてはほぼそのまま引き継がれて<sup>7</sup>上記の文言にて現行ドイツ商法<sup>8</sup>においても引き続き存在している。しかも、現行ドイツ商法にみられる選択権を含意する規定が、依然として各種の個別規定として存在していることには従前と変わりがないことにまず留意する必要がある。この「選択権」は、いわばドイツ会計を特徴付ける重要な概念であることは言うまでもない。

このようにドイツ商法においては重要な意味を持つにもかかわらず、規定上はほとんど直接的な表現によって明示されることはなく、規定の文言に含意されていることが多いために規定内容では目立たない「選択権」(これ以降カギ括弧を付けずに表記)という文言ではあるものの、この存在を際立たせることになった契機がEU会計指令の制定とこれを加盟国の国内法化するための議論であり、そのような議論を経て完成したEU会計指令における選択権に関する諸規定と加盟国において国内法化された会計法規の存在、ドイツの場合であればBiRiLiGにおける選択権に関する諸規定の存在に他ならない<sup>9</sup>。しかも、この選択権の存在が会計基準の統一化というEUが構想した本来の目標を断念せざるを得ないほどの終わりの見えない加盟国間の議論の中で、EU域内における加盟国間の会計規定のすり合わせを通じてせめて調和化に踏みとどまることができた重要な要因となったと考えられる。

その調和化という結果はともあれ、曲がりなりにも調和化という一応の成果を得ることはできたというものの、その後のEU域内における会計規制の変遷を辿ってみれば、第二の転換点としてEU域内の上場企業への国際会計基準の適用を挙げることができる。この変革は、EU加盟国にとっては、それまでのEU会計指令と国内法化された各加盟国の会計基準の他に国内上場企

業への連結財務諸表の作成には国際会計基準の適用を義務付けるものであり、とりわけ EU 域内上場企業には連結財務諸表の作成に関する負担を強要することになった。しかもそれだけではなく、この変革においても EU 加盟国企業が上場する資本市場の相違あるいは企業規模の相違に起因する会計基準それ自体の選択という新たな選択権をも生み出すことになった。

これらの2つの転換点は、選択権についても新たな範囲を生み出すことにもつながり、EU レベルにおいても新たな選択権の成因となったことはいままでのないとはいえず、EU における会計基準の調和化以前にも選択権という概念自体はドイツ商法には存在していたことは前述の通りである。この選択権という概念自体は、そもそも会計基準の統一化という方向性とは相容れない、むしろ逆行するような手続きを含意するものである<sup>10</sup>。そうであるならば、更には各種の会計法規が制定され、会計規制が国際化の方向に向かっているのであるとすれば、選択権の存在はむしろ足枷になりかねないはずである。このような観点から、前記の2つ目の変換点の後にドイツにおいておこなわれた会計制度改革の中でも最も重要な意味を持つ前掲の BilMoG による会計法規の改正に目を転じれば、実際に選択権を含意する規定についても改正がおこなわれているのである。

そこで、ここではドイツ商法にみられる選択権について、会計法規に関する大きな変換点となったと考えられる BilMoG の制定前後の規定改廃を主な手掛かりとして、選択権の余地、つまり会計政策上の操作余地が開示される会計情報の質にも恣意的な影響あるいは制限を与えることにもなるという観点から、特に損益計算の構成要素と製造原価に関する規定にみられる選択権に焦点を当てて、ドイツ商法に基づく会計情報の質的变化を分析することによってドイツ会計規制の中心にあるドイツ商法会計の意図を探ることが課題となる。

## 2. ドイツ商法における不確定の法概念としての選択権

現行のドイツ商法における不確定の法概念としての選択権には、ドイツの会計制度に固有の選択権と EU 加盟国であるがゆえに会計指令の国内法化に際して組み込まれることになった選択権という由来を異にする2種類の選択権が存在していることが看過されてはならない。後者については、EU における会計基準をめぐる一連の方向付けとこれを義務付けるための会計指令から生まれた選択権<sup>11</sup>として位置づけられる加盟国選択権、派生的な企業選択権および本来の企業選択権という3種類の選択権があり、他方では国際会計基準の適用をめぐる国内の会計基準を適用するのか国際会計基準を適用するのかという会計基準自体を選択肢とする選択権も生まれた。一般にはこの他にも個々の会計手続き、計算方法、評価基準等について複数の選択肢が会計規定上は許容されている場合の選択権も見出される<sup>12</sup>。また、決算書の開示対象となる会社の規模に応じて、規定上は選択権が含意されている<sup>13</sup>と考えられる。このように、連結決算、個別決算、会計単位さらには個々の会計規定だけではなく会計基準そのものについての選択権が存在しており、しかもこれらはすべてが会計規定において明文化されている明示的な選択権というわけでは

なく、規定上の明示はないものの当該規定の含意より解釈される選択権も見出される。このような選択権が会計制度上さまざまな場面において行使される機会が存在しており、また実際に行使されている可能性があるといえる。

これらの選択権を容認している現行制度と対比される制度として仮に選択権を行使する余地が一切ないような、いわば理念的な会計制度を一方の極として想定するとすれば、会計規定において明文化されているか否かにかかわらず選択権を行使する余地のあるような会計制度はその余地の大きさおよび選択権・選択肢の種類の数に比例して上述の片方の極とは対極的な方向にあるもう一方の極にそれだけ近づくことになる。つまり、選択権を行使する余地が大きければ大きいほど、また一つを選択権についての選択肢が多ければ多いほど開示される会計情報はそれに相応してより一層大きな振れ幅を持つこととなり、比較可能性、等価性あるいは透明性という観点からみれば、選択権の行使は、会計情報にとって阻害要因となることはあっても、これらの要請に貢献するとは到底考えられないような存在と捉えることができる。このことは選択権がかねてより年次決算の揺らぎ、恣意性の介入の原因となっていると指摘されていることと相通ずることもある。もちろん、選択権の行使・不行使それ自体も一つを選択権ではあるものの、根本的な原因はやはり選択権の存在そのものにあると言わざるを得ない。とはいえ、ここで注意すべきは、すでに別の機会に指摘した<sup>14</sup> ことではあるが、会計上の計算方法・基準等についての選択肢の多様性はひとえに選択権に起因しているわけではなく、選択肢の多様性をもたらすもう一つの要因として、「測定の裁量余地」の存在が看過されてはならないということである。このことを考慮すれば、少なくとも「測定の裁量余地」という観点にも目を向けるべきであり、そうであるとすればここではドイツ商法において会計手続きに関連して実際に存在する多様な選択肢のうち、特に選択権に起因するものについて、「測定の裁量余地」という観点に立脚して、中でも特に重要なものに焦点を当てて考察するべきこととなる。

Busse von Colbeによれば、ドイツ商法において決算についての最も重要な選択権には、①区分選択権、②計上選択権、③評価選択権、④連結選択権があり、①の区分選択権の中でも特に重要な選択権は、損益計算書が総原価法(Gesamtkostenverfahren)または売上原価法(Umsatzkostenverfahren)によって作成されることである<sup>15</sup>。この指摘を手掛かりに以下ではこの選択権を中心にして、これに関連する選択権を考察の対象として、BilMoG施行前と施行後のドイツ商法における規定の変化と含意を考察してみることとする。

その際に、この損益計算書の重要な計算要素の範囲確定に関連する②計上選択権とその金額決定に密接に関連する③の評価選択権に関連して、最も単純な方法は取得原価あるいは製造原価のような法律上規定された価値を適用することではあるものの、法規定は選択的な価値評価あるいは測定余地を容認している。ここにいう選択的な価値評価は、例えば特定の共通原価を製造原価に算入するか否かについて選択権を行使することによっておこなわれる。なお、ここにいう製造原価がドイツ商法上の概念であることはいままでない。この概念は、以後の考察対象となる商法

第 255 条第 2 項第 1 文と第 2 文に定義され<sup>16</sup>ており、この条文自体がここでの主要な考察対象となるので、あらためて詳しく取り上げることとする。

このような選択権は真性選択権といわれる。これに対して相応の共通原価を加算するか否かについて選択権を行使することは容認されているが、このような選択権は擬似選択権といわれる。いずれにしても損益計算書の重要な構成要素である製造原価をめぐるこのような選択権も考察対象となる。また、このような選択権と併存する禁止規定、義務規定も併せて考察する必要があることを看過してはならない。したがって、ドイツ商法の規定では BilMoG 制定を節目としてその前後の新旧の第 255 条、第 275 条および第 285 条<sup>17</sup>がここでの主な考察対象となる。

### 3. BilMoG 制定前の損益計算構造と製造原価規定にみる選択権

BilMoG 制定前<sup>18</sup>のドイツ商法上の損益計算に関する要請は、ドイツ商法第 275 条第 1 項の規定に見出される。当該規定によれば、「損益計算書は、総原価法または売上原価法により報告式にて作成されなければならない。」この規定から明らかなように、ドイツ商法では損益計算書の様式としては報告書を義務付けているものの、その作成方法については総原価法と売上原価法とを容認しているのである。規定上これらの 2 つの作成方法はあくまでも同等とみなされ<sup>19</sup>ており、法規定自体がどちらかの方法を特に推奨しているとか一方を基本方式、他方を簡便方式と位置づけるというようなことは明文化されていない<sup>20</sup>。とはいえ、総原価法がドイツの伝統的な方法である<sup>21</sup>ことはいうまでもなく、これに対して売上原価法は、1985 年の BiRiLiG 制定により新たに採用された方法である<sup>22</sup>こともまたいうまでもない。

商法の規定上は、同条第 2 項において総原価法の場合の必須の記載項目が定められており、その内容は次の図表 1 のようになっている。なお、この様式については、報告式であることが前掲の規定により定められていることは明らかであり、資本会社の場合には他の様式の選択余地はない。「報告式による損益計算書は、成果計算の説明力を高める<sup>23</sup>」とさえいわれる所以であろう。また、総原価法の計算構造については、BiRiLiG の制定によりそれまでの株式法第 157 条に規定されていた計算構造と比べて明瞭性と概観性がより高まっているとの指摘<sup>24</sup>があるように、当時においてすでに構造上の変更がおこなわれた結果としての姿が図表 1 の内容に他ならない。

図表 1 に見られる配列は商法の規定に則した項目配置であるが、これらの項目を計算区分の視点から計算構造における要素として再分類してみると、この図表 1 に示されている記載事項のうち、項目番号 1~3 の要素は全体として総給付あるいは企業の資金投下により獲得された営業収益<sup>25</sup>を示している。これに対して項目番号 5~8 の要素（ただし 7b を除く<sup>26</sup>）と 19 は企業の資金投下により発生した営業費用<sup>27</sup>を示している。この総原価法による計算方法の特徴は、ここまでの部分に端的に表れているといえる。ここまでの計算により本業の結果であるいわば営業損益を求めることはできるものの、計算構造上はそのような計算区分の区切りはなく、引き続きそのまま加算減算がおこなわれることになる。ここまでの計算要素に続く項目番号 9 から 11 の要素

図表 1 BilMoG 制定前ドイツ商法第 275 条第 2 項の総原価法による損益計算書の内容

1. 売上高
2. 製品および仕掛品の在高増加または在高減少
3. その他の借方計上された自己給付
4. その他の営業収益
5. 材料費
a) 原材料費, 補助材料費, 工場消耗品費および関連物品費
b) 関連給付費
6. 人件費
a) 賃金および給与
b) 社会保険料, 老齢年金費用, 共済扶助費
その内の老齢年金費用
7. 減価償却費
a) 無形固定資産および有形固定資産に対する減価償却費, ならびに借方計上された事業経営のための開業費および拡張費についての減価償却費
b) 流動資産についての減価償却費, ただし資本会社において通常の減価償却費を超過する場合には限る
8. その他の営業費用
9. 資本参加による収益
その内の結合企業からの収益
10. 財務固定資産としてのその他の有価証券・貸付金による収益
その内の結合企業からの収益
11. その他の受取利息およびこれに類する収益
その内の結合企業からの収益
12. 流動資産としての財務投資および有価証券における減価
13. 支払利息およびこれに類する費用
その内の結合企業への費用
14. 経常的事業活動の成果 (= 経常損益: 奥山)
15. 臨時収益
16. 臨時費用
17. 臨時成果
18. 所得税および収益税
19. その他の租税
20. 年次剰余/年次欠損 (= 年次利益/年次損失: 奥山)

は、企業の外部への資金投下により獲得された財務収益を示している<sup>28</sup>。更にこれに続く項目番号 12 と 13 の要素は、企業の外部への資金投下および当該企業への外部企業からの資金投下により発生した財務費用を示している<sup>29</sup>。これらの項目番号 9 から 13 までを財務損益の計算区分とみなすことができる<sup>30</sup>。ここまでの計算要素の加算・減算により項目番号 14 において経常的事業活動の成果が求められる。これは営業損益と税務損益とを合算したものに他ならない。それ以降の計算では、項目番号 15~19 において通常的事業活動以外の損益<sup>31</sup>として、項目番号 15 の臨時収益、項目番号 16 臨時費用に加えて項目番号 7b も含めて<sup>32</sup> 臨時損益という期間中の正規的事業活動以外の活動に起因して生じたいわば特別損益要素、および所得税及び収益税という税金費用要素の加算・減算により最終的には項目上の表記として年次剰余または年次欠損が求められるという計算構造になっている。以上のような項目の配列から、規定上の項目配列では計算区分の区切りが必ずしも明確になっているわけではないとはいえ、損益計算書上の計算区分としては、本業である総給付の計算とこれを含む営業損益の計算、これに続けて財務損益の計算、更に臨時

損益の計算、そして税務計算という概ね4区分の計算が想定されていることがわかる。

なお、旧第275条による規定上の計算項目は、図表1の通りではあるものの、Coenbergによれば<sup>33</sup>、当該規定には明記されていない図表1以外の項目が以下のような他の条文に従って追加されることになる。具体的には、損益計算書の個別項目に関する規定である旧第277条の第3項第2文、すなわち「損失引受から生じる収益及び費用、並びに利益共同体、利益引渡契約又は部分利益引渡契約に基づいて受領され又は引き渡された利益は、その都度区別して相応の名称で計上されなければならない」という規定により区分表示が要請されている項目番号10、12および22の下位区分項目、また旧第277条第3項第1文、すなわち「旧第253条第2項第3文による計画外の減価償却費及び旧同条第3項第3文による減価償却費は、その都度区分して計上するか、附属説明書に計上しなければならない」および第281条第2項、すなわち「税法規定のみに則して事業年度においてなされた減価償却費の金額が貸借対照表または損益計算書から明らかにならない場合に限り、当該金額は、附属説明書において固定資産および流動資産に区分して記載され、かつ十分に理由づけられなければならない。準備金部分を有する特別項目の取り崩しによる収益は、損益計算書の『その他の営業収益』項目に表示し、準備金部分を有する特別項目への繰入額は損益計算書の『その他の営業費用』項目に区分して表示されるか、または附属説明書に記載されなければならない」という規定により区分表示が要請されている項目番号4、7、8および12の下位区分項目が含まれていると解釈されなければならない。とはいえ、これらの下位区分項目は、その上位項目と位置づけられる既存項目のあくまでも内訳詳細を示すための下位区分と位置づけられる項目であり、その上位区分である既存科目の中にそれぞれがすべて包含されていると考えられることから、これらの下位区分項目は計算項目の範囲自体を拡張させることにつながるわけではないので、ここではそのような規定と項目の存在を指摘するだけで十分であろう。

他方、旧第275条第3項において売上原価法の場合の必須の記載項目が定められており、その内容は次の図表2のようにになっている。

図表1と同様に図表2に見られる配列もまた商法の規定に則した項目配置であるが、これらの項目を計算区分の視点から計算構造における要素として再分類してみると、この図表1に示されている記載事項のうち、項目番号1と2の要素の差し引きにより項目番号3の売上総利益が求められ、それ以降の項目番号4~7までと18の要素によって二次的な収益と二次的な費用の計算<sup>34</sup>により本業の結果である営業損益が求められる。ここまでの計算構造にこの売上原価法の計算方法の特徴が端的に表れているといえる。項目番号8以降の計算では、総原価法と比べてみれば明らかのように、営業損益までの計算要素に変化が生じていたことにより、項目番号には1番ずつの相違があるものの、売上原価法による項目番号8~12の財務損益要素の加算・減算により項目番号13において経常的事業活動の成果が求められ、更に項目番号14~18において臨時収益、臨時費用、臨時成果といういわば特別損益要素、および所得税及び収益税、その他の租税という税

図表2 BilMoG 制定前ドイツ商法第275条第3項の売上原価法による損益計算書の内容

1. 売上高
2. 売上高獲得のために提供された給付の製造原価
3. 売上総損益
4. 販売費
5. 一般管理費
6. その他の営業収益
7. その他の営業費用
8. 資本参加による収益 その内の結合企業からの収益
9. 財務固定投資としてのその他の有価証券・貸付金による収益 その内の結合企業からの収益
10. その他の受取利息およびこれに類する収益 その内の結合企業からの収益
11. 流動資産としての財務投資および有価証券における減価
12. 支払利息およびこれに類する費用 その内の結合企業への費用
13. 経常的事業活動の成果 (= 経常損益: 奥山)
14. 臨時収益
15. 臨時費用
16. 臨時成果
17. 所得税および収益税
18. その他の租税
19. 年次剰余/年次欠損 (= 年次利益/年次損失: 奥山)

金費用要素の加算・減算により最終的に項目上の表記として年次剰余または年次欠損が求められるという計算構造になっている。以上のような項目の配列から、総原価法の場合と同様に規定上は計算区分の区切りが必ずしも明確になっているわけではないとはいえ、損益計算書上の計算区分としては、本業である営業損益の計算、これに続けて財務損益の計算、更に臨時損益の計算そして税務計算という概ね4区分の計算が想定されていることがわかる。

図表2についても図表1と全く同様に、旧第275条による規定上の計算項目は、図表2の通りではあるものの、Coenenbergによれば<sup>35</sup>、当該規定には明記されていない項目が他の規定に従って追加されることになる。その追加項目は、図表1の場合と同一のものであるので、ここでは同様に取り扱いすることとする。

以上の2種の損益計算書の構造を比較すれば明らかなように、総原価法と売上原価法は計算過程において部分的にそれぞれ異なる計算方法を組み込むことになり、その結果として両者による計算構造上の決定的な相違は、営業損益の計算過程に見出されることになる。この相違は、総原価法が生産活動に重点を置いた生産志向型の損益計算であり、売上原価法が販売活動に重点を置いた販売志向型の損益計算であること<sup>36</sup>に起因しているといえる。両方法についての一般的な評価としては、総原価法はその計算構造が単純であり、複式簿記との親和性も高いことが長所と看做されているが、他方では製品種類又は製品グループごとの原価および収益性分析のための情報が提供されない故に、多品種生産の場合にはその説明力は弱くなるという短所も指摘されている<sup>37</sup>。これに対して売上原価法は、製品及び仕掛品の在高を把握する必要がなく、製品の販売量



とその1単位当たりの利益も容易に確定される故に、期間損益を迅速に計算できるという長所を持つことが指摘されている一方で、製品別の再分類がおこなわれることに伴いこれを複式簿記のシステムに組み入れるには広範かつ複雑な原価の振替計算が必要になるという短所を持つと考えられている<sup>38</sup>。

それぞれに長所・短所を持つ2つの方法が同等と位置づけられているのであれば、このような2種の損益計算・表示方法が商法において存在している理由は、単純に二者択一ということが想定されているということにあるのではなく、本来の姿としては、むしろ企業の活動が生産活動を主体とするのか販売活動を主体とするのかという異なる企業活動のタイプを前提としていることにあると考えるべきであろう。つまり、商法上は確かに選択肢として存在しているとはいえ、企業活動のタイプと一致しないタイプの計算・表示方法をわざわざ選択するというようなことがあるとすれば、そこには何かそれ相応の理由がある筈であり、そのような特別な理由がない限りは、企業活動のタイプと選択される損益計算・表示方法は一致している筈であると考えられる。それが不一致の場合には、企業側の何かしらの意図がそこには反映されていると考えられるものの、企業活動を単純化すれば確かに生産活動を主体とするタイプと販売活動を主体とするタイプという2つのタイプのうちのどちらかのタイプに帰属させることは可能であるかもしれないが、実際には生産・販売の両方の活動を志向するタイプの企業が存在していることもまた事実である。このような場合には、どちらの損益計算方法を選択するかということについては、まさに企業の判断に委ねられることとなる。少なくともこの判断に関しての基準となる明文規定は商法には見られないとはいえ、このような場合にこそ、この選択権の行使が意味を持つのであって、企業活動のタイプが明確な場合には、そもそも選択権を行使する余地はないと考えるべきであろう。

それでは次に、損益計算の構成要素についてここでは、これらの損益計算を構成する要素に関連する重要な選択権が看過されてはならない。すなわち、製造原価に関する規定である。この製造原価の範囲確定とそれに基づく計算は損益計算の重要な構成要素であり、しかも前掲の2つの計算構造における特徴がまさにこの重要な要素を含む項目番号1~8(7bを除く)の部分にあるといえる。製造原価の構成要素は、製造原価に算入可能かつ算入義務のある原価(計上義務のある原価)、算入可能ではあるが算入義務のない原価(選択権のある原価)および算入可能ではない原価(計上禁止原価)の3種類に分類される<sup>39</sup>。ここでの関心は、この部分の計算の前段階の計算として、製造原価についてどのような計算がおこなわれているのかということであり、それを確認するために、ここではCoenenbergの事例<sup>40</sup>を参照してみることにする。

まず、総原価の計算の前提となる条件は、以下の通りである。

生産量 1,000

販売量 700

1単位当たりの販売価格 640

1 単位当たりの直接労務費 100

1 単位当たりの直接材料費 150

この条件に従って総原価を計算すれば次の図表3のようになる<sup>41</sup>。なお、共通費の内訳は所与の数値としてこの計算表に組み込まれている。また、貨幣単位は明示されていないので、表示されている数値が抽象的な金額の大きさを意味していることになる。

図表3 原価場所別の総原価の計算例

原価種類	原 価 場 所				
	総原価	製造	材料	管理	販売
<b>個別費</b>					
直接労務費	100,000	100,000			
直接材料費	150,000		150,000		
合 計	250,000	100,000	150,000		
<b>共通費</b>					
その他人件費	110,000	30,000	20,000	40,000	20,000
工場消耗品費	50,000	30,000	5,000	5,000	10,000
減価償却費*	50,000	20,000	5,000	15,000	10,000
減価償却費**	20,000				
合 計	230,000	80,000	30,000	60,000	40,000
内減価償却費**	20,000				
総原価	480,000				

注) 減価償却費\*: 計画的に計上される減価償却費  
 減価償却費\*\*: 計画外の減価償却費

Coenbergによれば、製品1単位当たりの製造原価の計算に際しては、2つの極端な場合が想定されている<sup>42</sup>。つまり、一方では製造原価の範囲を直接費のみに限定した場合、製品1単位当たりの製造原価は1単位当たりの直接労務費の100と1単位当たりの直接材料費の150の和として求められる250となる。これに対して、他方では製造原価の範囲を全部原価とする場合には、製品1単位当たりの製造原価の金額は、上述の2つの直接費の合計額に加えて、共通費として発生した製造、材料および管理のそれぞれの原価場所において発生した金額が考慮されることにより、前掲の計算表における当該費目の合計額をそれぞれ生産量で除して求められる製品1単位当たりの各単価である80、30と60が加算され、その結果として420となる。これらの2つの場合の計算結果として算定される製品1単位当たりの製造原価の金額である250と420は、Coenbergによれば価値下限<sup>43</sup>（計上義務要素の合計値）と価値上限<sup>44</sup>（計上義務要素と計上選択要素との合計値）を意味しており、これらは、製品1単位当たりの製造原価の金額の下限値と上限値と考えられる。この場合に、計上選択要素については現実には多様な選択権行使の可能性があるので、上限値としてはすべての計上選択要素についての選択権が行使された場合が想定

されていることは言うまでもない。因みに、Coenbergによれば、IFRS/US-GAAPの場合には、管理の60が含まれず製品1単位当たりの製造原価の金額は360と算定されるという<sup>45</sup>。つまり、前述の上限値と下限値との間に収まっているのである。

前掲の事例から選択権に関わる重要な示唆を見出すことができる。選択権の存在は、特定の項目の評価額についてあらかじめある程度の幅が想定されていることを意味しているとすれば、Coenbergの事例からここでの製造原価の金額については上限を420、下限を250とする一定の幅が想定され、その中での揺らぎは許容されているということになる。もちろん、その揺らぎの可能性は製造原価の構成要素と個々の金額という制約を受けることになるので、その範囲内で無条件に揺らぎが生じるわけではない。少なくとも前掲の事例からは、製造という原価場所において把握された製造共通費とその金額、そして材料という原価場所において把握された材料共通費とその金額、更には管理という原価場所において把握された管理費とその金額という3つのタイプの原価要素とそれらの具体的要素の個々の金額についての製造原価への算入の有無が選択権行使の有無に委ねられているということを読み取ることができる。

なお、第275条第4項においては、「資本準備金および利益準備金の変動は、損益計算書では『年次余剰/年次欠損』項目の後に初めて示すことができる。」との規定があり、これは選択権の一種である表示選択権と看做されるものの、ここでの選択権そのものの考察には影響しないことからひとまずその存在のみを指摘しておくこととする。

そこで、このことがドイツ商法における規定によって裏付けられるのか否かが該当する規定に照らして検証されなければならない。

BilMoG制定前のドイツ商法上の製造原価に関する要請は、ドイツ商法旧第255条第2項の規定に見出される。同条は評価基準を定めており、その中でも旧同項規定によれば、製造原価への個々の原価要素の算入可否についての義務、選択権あるいは禁止については、次のように定められている。すなわち、「製造原価は資産の製造・拡張又は本来の状態を上回るような本質的な改良のための財の消費及び役務の使用によって生じた費用である。これには材料費・製造費・製造特別費が含まれる。製造原価の算定に際しては、必要な材料共通費・製造共通費および製造によって生じた範囲での固定資産の価値費消の測定部分を含めることができる。一般管理費並びに企業の福利施設のための費用、任意の福利給付のための費用、企業老齢年金のための費用は、算入される必要はない。第3文及び第4文にいう費用は、製造期間に帰属する場合に限り、算入することができる。販売費は、製造原価に算入してはならない。」

この規定から明らかなように、個別の原価要素である材料費、製造費および製造特別費については、これらの製造原価への算入が義務付けられている。他方、共通の原価要素である材料共通費、製造共通費、固定設備の価値費消分、材料・製造管理費、一般管理費、任意の福利給付費、企業の老齢年金および企業の福利施設費の計上については、これらの各原価要素の金額の期間帰属相応部分が当該会計期間に割り当てられる限りにおいて、「製造原価に算入することができる」



額の大きさをそれぞれ示しており、2つの方法における1~3の各数値の大きさはそれぞれ同一である。3が費用と収益の差として求められることは言うまでもない。このことは、総原価法では次のような計算がおこなわれていることから容易に理解できるであろう。つまり、総原価法の図式は、損益計算書上の借方の計算要素と貸方の計算要素とを意識して表示する（ただし、計算上の順序は貸借逆）とすれば、

(売上収入 + 2の在高増加分の製造原価) - 1の期間総費用 = 3の年次利益

という計算がおこなわれていることを示している。これに対して、売上原価法の図式は、同様に損益計算書上の借方と貸方とを意識して表示する（ただし、計算上の順序は貸借逆）とすれば、

売上収入 - (1の期間総費用 - 2の在高増加分の製造原価) = 3の年次損益

という計算がおこなわれていることを示している。特に、売上原価法の場合の2の在高増加分の製造原価の位置づけが決定的な相違点となっていることは明らかである。これについて、通常は生産量と販売量は一致しないので、当然期末に在庫が生じることになる。この現象は常に生じることであるので、毎期繰り返されることにより、どの会計期間であっても前期繰越高と次期繰越高が存在していることとなる。そのような状況においては、前掲図表4における2の在高増加分の製造原価が損益計算に必ず影響を及ぼすことになる。

この影響の及ぼし方について Coenberg は、生産量と販売量が一致しないことが通例であり、期間営業利益の計算に際しては、販売収益と生産費用は相互に適合させる必要があるので、収益を期間費用に適合させるかまたは費用を期間売上収益に適合させるかのどちらかの方法を採用することになるという<sup>52</sup>。総原価法はこの前者の方法を採り、売上原価法はこの後者の方法を採用するのである<sup>53</sup>。これこそが前掲の図式にみられる決定的な相違点の理由であるといえる。つまり、前掲の総原価法の図式に当てはまる計算式の意味は、期間費用を基準としてこれに売上収益を対応させるということであり、これに対して売上原価法の図式に当てはまる計算式の意味は、売上収益を基準としてこれに費用を対応させるということと考えられる。これを端的に示す<sup>54</sup>とすれば、一方では前掲の図表1における項目番号1~3により計算される収益から項目番号5~8により計算される費用を控除して求められる損益が総原価法の本質的部分であり、他方では前掲の図表2における項目番号1の収益から項目番号2, 4, 5および7により（これは実質的には前述の図表1における損益の計算要素を用いて示すとすれば、総原価法では収益に対する加算要素である項目番号2および3を費用に対する要素と看做すことにより、各要素の正負が反対となることによって）計算される費用を控除して求められる損益が売上原価法の本質的部分である。

既述のように、企業活動のタイプが明確な場合には選択権を行使する必要はない。その根拠として、あえて指摘するとすれば総原価法と売上原価法の相違点は、計算構造上の冒頭部分に相当する営業損益の計算プロセスであり、それ以降の計算については同一であるだけでなく、最終的な年次損益の金額も同一となるということである。つまり、ここには選択の余地はなく、選択

権の行使により生まれる揺らぎは一切なく、どちらか一方を選択することによる損益計算上の有利・不利というような企業側が特に考慮すべき要因は見当たらない。にもかかわらず、なぜ2つのタイプがあるのかということを考えれば、やはり企業タイプの相違に適合させるという意図が立法者側にあると言わざるを得ない。とはいえ、このような選択権は、年次損益には無関係な選択権であり、その意味では損益非作用性選択権<sup>55</sup>ということができる。

総原価法と売上原価法という損益計算書の2つの方法は、形式的には書式・項目配置の違いとはいえ、本質的には計算方法の部分的な相違が決定的といえる。

また、年次損益に作用する損益作用性選択権<sup>56</sup>に含まれる製造原価の範囲に関する選択権の問題は、従前からの議論の対象となっていたにもかかわらず、結局 BilMoG 制定前の時点では、この選択権問題が解決されることはなかったということになる。

なお、損益計算構造に関して、損益計算の構成要素の表示を企業規模によっては簡略化できるという選択権が商法第276条に存在するものの、ここでの考察には影響しないため当該規定については、その存在のみを指摘すれば十分であろう。

かくして、これまでの考察により BilMoG 制定前のドイツ商法の規定によれば損益計算構造についての選択権と製造原価規定にみられる選択権の存在が確認され、前者については2種の損益計算構造が対等の選択肢として容認されていたこと、また後者についてはすべての構成要素に対する選択ではなく、個別費には計上義務、販売費は計上禁止、そしてそれ以外のすべての特定の計算要素には選択権の行使が容認されていたことがそれぞれ明らかとなった。このような選択権が認められていた当時のドイツ商法の規定に対して、より大局的な観点から BilMoG の制定が進められた結果として、これらの選択権は、BilMoG 制定によって果たしてどのように扱われることになるのであろうか。

#### 4. BilMoG 制定後の損益計算構造と製造原価規定にみる選択権

前章において BilMoG 制定前のドイツ商法上の損益計算の構造と製造原価に関する規定を手掛かりにして当該選択権について考察したので、ここでは BilMoG 制定後のドイツ商法上の当該規定を確認する必要があるものの、その際には BilMoG 制定以降にも数次の改正が継続的に実施されてきていることに留意しなければならない。要するに、BilMoG 制定以降の今日に至るまでの10年ほどの間にも商法における規定内容の変更は生じており、必要に応じてここでもそれを考慮しなければならないのである。その際に、当該期間中の最も重要な改正は、EU 新会計指令の国内法への転換により制定された会計指令転換法 (Bilanzrichtlinienumsetzungsgesetz : 以下 BilRUG) であると考えられるので、この期間の会計法規にみられる変化については、少なくとも BilMoG 制定直後とその後の2016年発効の BilRUG 制定直後という2つの時点におけるそれぞれの変化を正確に識別しておく必要がある。

そこで、まず会計法規にとっては大きな転換点と考えられる BilMoG 自体の立法趣旨、特に会

計規定に影響する当該法規の制定目的がどのようなものであるのかということをおおまか確認しておく必要がある。

この BilMoG は、ドイツ会計制度上「1985 年の会計指令法の制定以来の大改革」<sup>57</sup>といわれている。もちろん、そこに至るまでのおよそ 20 年余りの期間にも各種の新たな会計法規の制定とこれらが条項法であるが故にこれに関連するさまざまな既存法規定の改正とが継続的におこなわれてきているものの、選択権に関わる規定の見直しは、この大改革にみられる注目点の一つであることは間違いないといえるであろう。このような選択権の見直しは、BilMoG の制定に向かうタイミングで突如として始まったわけではなく、前述のようにもともとその存在は、会計情報の不透明性の元凶のように考えられていたことに鑑みれば、この動向は当然の帰結であり、そのような機運を実際にドイツ経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V. : 以下 IDW) による次のような意見表明にも見出すことができる。すなわち、EU 第 4 号指令と第 7 号指令の改定に際して、選択権の廃止と EU 会計法規の調和化という目標にかなう透明性の向上と EU 指令に則して作成される決算書の説明力の向上のための広範な措置を要請する<sup>58</sup> というものである。また、ドイツ連邦法務省の要請を受けて、基準設定委員会 (Deutsche Standardisierungsrat : 以下 DSR)<sup>59</sup> は BilMoG への提案書を公表し、そこでは次のような意見表明がおこなわれている。すなわち、改革の提案に際しては、商法の現代化の目標設定の出発点として、年次決算及び連結決算のより良い比較可能性のために法規定上の選択権を削除することと会計政策の可能性を制限すること<sup>60</sup> という指摘が見出される。これらの意見表明・提言にみられるように、もちろん背景には会計基準の国際化という動向があったとしても、選択権についての見直しについての合意形成はある程度進んでいたことがわかる。このような状況の下に、BilMoG は制定され、その結果として完全とはいえないまでも選択権の廃止は着実に進められたのである。

そこで、BilMoG 制定後のドイツ商法上の規定について、ここでの考察の対象となっている条項に焦点を当てて、これらの規定内容を確認してみると、厳密には BilMoG 制定直後の規定とそれから 10 年ほどが経過した現行規定との間にも相違がみられることから、ここではまず最初に BilMoG 制定直後の規定に則してどのような改正がおこなわれたのかを確認した上で、更に BilRUG 制定以降からの現行規定<sup>61</sup> に則してどのような改正がおこなわれたのかということも確認してみなければならない。これらの新法制定によりドイツ商法上の損益計算の構造と製造原価に関する規定について、果たしてどのような変化が生じたのであろうか。

まず、BilMoG 制定直後の規定によれば、損益計算書の様式を定めた第 275 条第 1 項では、BilMoG 制定前と同様に総原価法と売上原価法を選択適用が定められている。この規定については、変更は全く見られないことから、この場合の選択権については、前章にて既述のように考えるべきであろう。

次に、同条第 2 項において総原価法の場合の必須の記載項目が定められており、その内容を前

掲の図表1と比較してみると、項目番号7の減価費用のうち「借方計上された営業経営のための開業費および拡張費における減価費用」が削除されている改正<sup>62</sup>がみられるものの、それ以外の項目についての追加・削除・変更はみられない。

しかし、BiMoG以来の大改革といわれるBiRUG制定以降からの現行規定によれば、同条第1項には相変わらず修正はみられないものの、同条第2項については、決定的な相違点として、損益計算書に記載される項目の範囲が狭められていることがわかる。その部分だけを抽出して比較対照してみると次の図表5のようになる。

図表5 BiMoG制定前後の損益計算書記載項目の改廃

BiMoG制定前・直後	BiRUG制定後(ただし現行2019*)
14. 経常的事業活動の成果	
15. 臨時収益	
16. 臨時費用	
17. 臨時成果	
18. 所得税および収益税	14. 所得税および収益税
19. その他の租税	15. 税引き前成果
20. 年次剰余/年次欠損	16. その他の租税
	17. 年次剰余/年次欠損

2019\*: 手元の法規集は2019年1月1日時点での最新の状態を反映したものではあるが、商法の直近の改正は2018年7月10日と記されている。

図表5の左側の欄の見出しに示されているように、BiMoG制定前と制定直後からしばらくの間においては、当該部分についてのこのような改正は見られず、BiRUG制定に伴う2015年の商法改正がおこなわれた結果、図表5から明らかとなる決定的な相違が見出されることになるのである。BiMoG制定前・直後とBiRUG制定後とでの相違が生じている部分は項目番号14以降の項目についての改廃に他ならない。損益計算書全体の記載項目のうち項目番号1から13までについては、BiMoG制定直後には前述の項目番号7の一部削除がみられるものの、それ以外の項目についての追加・削除・変更はみられない。BiMoG制定前と直後の規定において同様にみられる総原価法による損益計算書の項目番号14以降について、BiRUG制定によって極めて大きな変更が加えられたことは、図表5に示されている通りである。そこでは、従前の実質的には4区分の計算構造ではなく、BiRUG制定後には臨時収益・費用要素およびこの両者の差として求められる臨時損益はすべて損益計算書の構成要素から除外されたことによって、これまでの4区分の計算から実質的には第3の計算区分が完全に消滅して、3区分の計算構造となり、そのため「経常的事業活動の成果」という項目は「税引き前成果」として記載されることとなった。このことからBiMoG制定前後とBiRUG制定後では、損益計算の範囲、計算要素および考え方が大きく変化したことを読み取ることができる。もちろん、この変化がBiMoG制定自体に起因しているわけではないことは、その制定の時期と当該規定の改正の時期との時間的な前後関係から



も自明であろう。

そもそも、このような3区分の計算構造という考え方は、ドイツ株式法の時代には見られなかったもの<sup>63</sup>であり、EU会計指令の国内法化に際して、第4号指令に則してドイツ会計指令法を制定するにあたり商法を改正したことによって、これらの今回削除された項目がその時に初めて新たに追加されたに過ぎない<sup>64</sup>。当時の項目追加が純粹に国内の規定改正の要請ということではなく、正にEU会計指令という外圧であるとすれば、今回の当該項目の削除もまた、まったく同じ理由によりEUの新たな会計指令<sup>65</sup>（その背後にはIFRSという存在が見え隠れしているようにも見える）という外圧に起因しているといえるであろう。

更に、BilMoG制定直後の同条第3項の規定によれば当然のことながら総原価法との選択適用が認められている売上原価法の場合の必須の記載項目が定められており、その内容を前掲の図表2と比較してみると、追加・削除・変更は全く見られない。したがって、その時点では形式的には何も変更はなく、費用の範囲については前述の総原価法の場合と同様の原価費用要素の一部が除外されただけのこととなる。しかし、BilRUG制定以降の現行規定においては既に総原価法の場合に見られた大きな変更が売上原価法の場合にも同じタイミングで見出されることは言うまでもない。また、その相違点は、新たに別の表にまとめるまでもなく、その項目名と内容は、前掲の図表5と同じである。ただし、項目番号については前章にて確認したように、両方法の間にはもともとの相違があり、そのことがそのまま売上原価法の場合にも反映されているだけのことである。

以上のことから、BilMoG制定直後とその後のBilRUG制定直後（選択権に関わる規定のみについてここではこれを現行規定とみなしている）という2つの時点での商法にみられる規定内容の比較を通してそこにみられる変化を確認した結果として、選択権に関する改正という点では明らかにBilMoG制定直後に大きな変化がみられること、他方ではBilRUGの制定により損益計算要素として計算上算入されることが義務付けられている範囲とこれに由来する計算構造には確かに大きな変化がみられるものの、ここで確認した限りにおいてこれは選択権には無関係の変化であることが明らかとなった。

そこで次に、BilMoG制定前後の損益計算の重要な要素である製造原価に目を転じて、規定上どのような変化がみられるのかについて、確認してみなければならない。

BilMoG制定前と直後では、商法第255条のタイトルが、BilMoG制定前は「取得・製造原価」と表記されていたのに対して、BilMoG制定直後には「評価基準」という表記に変更されたという明確な相違がみられる。この変更は、「取得・製造原価が最早唯一の商法上の評価基準ではなくなっており、取得・製造原価と並ぶそれ以外の評価基準として公正な時価評価が出現したこと」<sup>66</sup>に起因している。

BilMoG制定前の第255条第2項及び第3項の規定によれば、製造原価の構成要素について、計上を義務付けられている要素、計上が禁止されている要素および計上の可否についての選択権

が認められている要素という3種類の計算要素が存在していたことは前章において既に確認した通りである。それでは、BilMoG制定後の同項では、これらの計算要素はどのように位置づけられているのであろうか。特に、第255条第2項の規定にみられる重要な変更点としてKütingが列挙している事項<sup>67</sup>から特に商法上の製造原価に関連するものを抽出すれば、概ね次のような内容となる。

- ① コストへの関連が義務付けられる範囲がかなり拡大され、間接材料費、製造共通費、固定資産の価値費消(減価償却費)が製造原価に算入されなければならない。
- ② コストへの関連が義務付けられる製造原価の範囲が少なくとも見積もられなければならないし、これを下回ってはならないという価値下限は、かなり引き上げられる。
- ③ 上記②による範囲確定は、現行のコストへの関連が義務付けられている原価が通常は(一義的に)製造原価の最も大きい部分を形成しているという事情が勘案されなければならない。
- ④ 製造原価の価値上限は、変更されていない。
- ⑤ 共通費に関連付けることの義務化によって、ドイツの会計実務は重要な会計規定上の評価選択権を失い、そのことによって会計政策上のゆとりを形成する余地がかなり制限されることになった。
- ⑥ 研究費を製造原価には含めてはならない。
- ⑦ 開発費は、自己創設の無形固定資産に結びつく場合に限り、費用となる原価が借方計上されなければならない。
- ⑧ 既存製品の不断の継続的開発のための開発費は、製造期間の開始後には通常は製造共通費とみなされる。

以上のような製造原価の構成要素、その範囲確定、あるいは評価の価値上限・下限に関連すると考えられる改正がBilMoG制定によっておこなわれたとすれば、このような改正によって製造原価の構成要素にどのような変化が生じたことになるのかについて、BilMoG制定前と比較してみると図表6のようにまとめることができる<sup>68</sup>。

商法における規定について、BilMoG制定前と後を比較すれば明らかなように、決定的な相違は、共通費のうち材料共通費、製造共通費、固定資産の価値費消分および材料・製造の管理費という4つの原価要素が従来の選択権の対象から除外されて、計上が義務付けられたことである。その理由は明白であり、ただ税法に合わせて<sup>69</sup>除外されたからに他ならない。とはいえ、これら4つの原価要素のうち材料共通費と製造共通費については、もともとBiRiLiG制定前の株式法の時代には、これらの計上が義務付けられていた<sup>70</sup>ことを想起すれば、それらについては元の状態に戻ったという側面もある。いずれにしても、これらの原価要素はもともと製造原価への算入能力はあったにもかかわらず選択権行使の対象となっていただけのことであり、その選択権が認められなくなったことにより、算入可能であるがゆえに必然的に計上義務のある原価要素となったのである。また、これを評価の上限・下限という観点<sup>71</sup>からみれば、BilMoG制定前では

評価の上限は選択権の行使対象となる原価要素をすべて含めた範囲となり、また評価の下限は選択権の行使対象となる原価要素をすべて除外した範囲（これは計上義務のある原価要素の範囲と同一である）となる。他方、BilMoG 制定後でも評価の上限は選択権の行使対象となる原価要素をすべて含めた範囲となり、これは BilMoG 制定前と同一であるが、評価の下限は選択権の行使対象となる原価要素をすべて除外した範囲であるということは BilMoG 制定前と同一とはいえず、その範囲が狭くなっていることから評価の下限もその分だけ、つまり4つの原価要素分だけ従前に比べて引き上げられたことになる。このことは、選択権の見直し対象となったこれらの4つの要素分だけ、選択権の対象となる項目が減少したことにより、選択権行使の対象範囲もまた狭められたということを意味している。したがって、ここに BilMoG 制定による当初の主要な目的である選択権の廃止が、明確に顕現していることがわかる。

図表6 BilMoG 制定前後の製造原価の構成要素についての計上義務・禁止・選択の区分

原価種類	商法上の会計法規		税務会計法規	IFRS
	BilMoG 前 HGB	BilMoG 後 HGB		
<b>個別費</b>				
材料費	義務	義務	義務	義務
製造費	義務	義務	義務	義務
製造特別費	義務	義務	義務	義務
<b>共通費</b>				
材料共通費	選択権	義務	義務	義務
製造共通費	選択権	義務	義務	義務
固定資産の価値費消分	選択権	義務	義務	義務
材料・製造の管理費	選択権	義務	義務	義務
一般管理費	選択権	選択権	選択権	禁止
企業の福利施設費	選択権	選択権	選択権	関与に応じて選択権
任意の福利給付費	選択権	選択権	選択権	関与に応じて選択権
企業の老齢年金費	選択権	選択権	選択権	関与に応じて選択権
他人資本の支払利息	選択権 (一定条件付)	選択権 (一定条件付)	選択権 (一定条件付)	選択権 [1] (適格資産)
販売費	禁止	禁止	禁止	禁止
研究費	禁止	禁止	禁止	禁止

[1] 適格資産についての選択権が認められていたが、2009年1月1日以降に開始する事業年度には、借方計上禁止がみられる。

しかし、図表6において相互に比較してみると、BilMoG 制定後も制定前と同様に選択権のままになっている原価要素があることに気づく。何故、これらの選択権はこれまでと変わらずに存続しているのだろうか。これについては、「従来の実務を考慮し、税法の製造原価概念と合致させることを保証するため<sup>72)</sup>」というような注釈が見出される。商法を中心とする会計規範と税法との関係について、この部分を見る限りでは税法に平仄をあわせていることをここから読み取

ることができる。

これを規定上、確認してみると、第255条第2項の規定では、これまでの第1文には変更はなく、これまでの第2文はそのままだに、その文に続けて新たに以下の内容が付け加えられた。すなわち、「(同文につき省略)又は製造によって生じた範囲での固定資産の価値費消の測定部分が含まれる。」この文言は、旧規定の同項第3文の一部とほぼ同一内容であり、その変更点は文末表現が旧規定では「含めることができる」となっていたものを「含まれる」としたところに見出される。これが選択権規定を計上規定に変更したこと起因することはいうまでもない。この新規定の第2文における「改定の核心は旧規定の第3文に含まれていた資産計上選択権を廃止したことにある」<sup>73</sup>といわれる所以である。また、旧規定の同項第3文では「製造原価の算定に際しては、」というこれまでの第3文の書き出しはそのままに、これに続く文言が、「一般管理費の測定部分並びに企業の福利施設のための費用、任意の福利給付のための費用、企業老齢年金のための費用は、それらが製造期間に割り当てられる限りにおいて算入することができる。」という内容に変更された。ここにも、文末表現について、これまでの「算入される必要はない」という文言から「算入することができる」という文言に表現上は変更があったように見えるとはいえ、旧規定では第3文と第4文に分かれていた文言を新規定では第3文としてまとめられており、旧規定では更に続けて次の第5文において「第3文及び第4文にいう費用は、製造期間に帰属する場合に限り、算入することができる。」とされていた文言と比べてみれば、結局は複数の文をまとめて一文に再構成しただけであり、該当項目についての選択権自体には何も変化はみられない。そして、旧規定の最後の第6文には新たに研究費が追加されて、「研究費及び販売費は算入されてはならない。」と変更され、これが新規定の第4文となっている。この規定は、もともと計上禁止規定であり、そのことは変わっていないものの、その範囲が広げられていることがわかる。

なお、BilMoG制定以降では、商法第255条に新たに第2a項が付け加えられているものの、その内容は研究費と開発費に関するものであり、同項第1文による固定資産となる自己創設の無形資産の製造原価は、開発によって生じる費用(規定上はこのような文言ではあるが、その具体的な内容としては、同条第2項第2文に明示されている原価要素が該当する)であるとの規定と、同項第4文による「研究と開発を信頼できる程度に相互に区別することができない場合には、借方計上はできない」との規定および上記の第2項第4文から、信頼できる程度に明確に区別できる場合に限り開発費の費用計上を要請していると考えられる。したがって、この規定は選択権に関する規定ではないので、ここでは考察対象とはならない。

これまでの検討から、BilMoG制定前後およびその後のBilRUG制定前後という2つの会計規定上の大変革の結果、損益計算書の構造と製造原価の構成要素にどのような変化がみられるのかということについては、損益計算の様式に由来する計算構造としては総原価法と売上原価法という従来の2つの方式がそのまま併存されていることには何も変わりがみられないものの、損益計算の構造上においては計算範囲、計算要素および損益計算思考には明らかな変化がみられるこ

と、また製造原価の計算要素については従来の選択権が廃止されてそれらの計算要素の計上が一律に義務付けられたことによって価値下限に変化がみられることが明らかとなった。

BilMoGとBilLuGというこれらの2つの新法は、それぞれ目的が異なっており、前述のような選択権への影響の相違は当然の結果とはいえ、両者によりもたらされた規定上の変化の背後にある共通の思考とは果たして何かという新たな疑問も浮かぶ。いずれにしても2つの新法による選択権規定に生じた変化は、国際化、比較可能性、等価性と無関係であるはずはなく、これらの関連性にも着目する必要はあろう。

## 5. 結びに代えて—損益計算の透明性に関連して

これまでの検討から、ドイツ商法会計における損益計算書の構造として、規定上認められている総原価法と売上原価法という2つの方法について、本来は企業が販売型タイプであれば総原価法、また製造型タイプであれば売上原価法というように、企業の2つのタイプとそれぞれが対応することが想定されていたと考えられるならば、そこには選択権を行使する余地はなく、企業タイプが明確ではない場合にその行使の余地があるということが明らかとなった。そもそもBiRiLiG制定前のドイツ株式法の第151・157条によれば、損益計算書の計算構造は現行規定にみられる総原価法と内容には相違はあるものの、その基本構造としては軌を一にしている。周知の如く、売上原価法は本来、原価・給付計算領域における経営活動の過程に着目した計算構造であり、当時の株式法にはこれは採用されてはいなかったものの、その計算思考は既に工業コンテナーメン (Industrie-Kontenrahmen : 以下IKR)<sup>74</sup>に採り入れられていた。その後のBiRiLiG制定により売上原価法はいわば後付けの方法として新たに追加されて、総原価法と対等の位置づけとなり、BilMoGの制定による影響を受けることなくそのまま今日に至っている。

他方では2009年5月29日に発効したBilMoGの制定前には、既に2002年10月16日付の「正規の会計の諸原則」がドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee e.V. : DRSC) の下部機関であるドイツ基準委員会 (DSR) より公表された。そこには商法等のドイツ国内の法規制に対する改革提案が盛り込まれ、それは個別決算書〔状況報告書を含む〕・連結決算書〔状況報告書を含む〕・中間決算書を作成する際に遵守されなければならない<sup>75</sup>ものとして位置づけられていた。したがって、それは正にドイツ版の概念フレーム・ワークと位置づけられるものであった。実は、その草案においては、ドイツでは伝統的な方法と位置づけられている総原価法を廃止し、売上原価法を残すという指摘<sup>76</sup>が見出されるが、その後の提案書にその指摘が含まれることはなく、現行規定にみられるようにその時点での現状維持という結果となった。

このように損益計算書の構造に関連して2つの方法をめぐって水面下では大きな変化を予感させる動きがあったにもかかわらず、結局2つの方法を存続させることとなった。この背景に何があったのかということも気になるころではあるが、少なくとも2つの方法によるそれぞれの損

益計算書によって提供される情報の透明性と等価性についてより踏み込んだ検討が必要であろう。これは今後の課題として後日を期すこととしたい。また、ここでは「正規の会計の諸原則」自体を網羅的に考察の対象としたわけではないものの、必要に応じて BilMoG にみられる変化の源泉としての思考に辿り着くためにそこまで遡り、立法者とは異なる立場の視点も意識した上で、これまでの検討をおこなった結果として、ここに取り上げた製造原価の計算要素に関連して考察した商法の条項の改正内容からだけでも、「正規の会計の諸原則」という概念フレーム・ワークが選択権の改廃にも強く影響していることを窺い知ることができたといえる。とはいえ、「正規の会計の諸原則」、現行ドイツ商法上の「正規の簿記の諸原則」および BilMoG 制定に至る段階での DSR の草案書と提言書というドイツ商法会計を取り巻く会計法規・草案およびこれに関連する会計原則等をより一層分析・比較検討してみなければならないということも明白になった。

とはいえ他方では、選択権が脚光を浴びるきっかけとなった BiRiLiG の制定により散見することになった商法における個別決算関連規定の選択権の改廃状況を概観してみると本注記 12 において示した選択権に関する規定のほとんどが改正され、一部は規定自体が廃止され、結局はここで考察の対象とした規定以外にはわずかに財産目録に関する第 240 条第 3 項・第 4 項、および棚卸資産の計算方法に関する第 256 条が存続しているに過ぎない。このような現行規定の状況に鑑みれば、「正規の会計の諸原則」という概念フレーム・ワークの狙いは、選択権に限っては達成されているといっても過言ではあるまい。

本論文では、ドイツ会計規定に見出される選択権に焦点を当てて、特に損益計算の構造と製造原価の計算要素に限定して、BilMoG 制定前・後および BiRUG 制定後の会計規定の内容を比較検討することを通じて、個々の規定においてどの部分に実際にはどのような改正が見られるのかを詳細に明らかにした。この法規定の改正によって、選択権の行使が認められていた原価要素が製造原価に含まれたり含まれなかったりするという現象は、少なくとも該当する原価要素については最早生じることはなくなったといえる。そのような改正によって当該選択権が廃止されたことによって計上義務または計上禁止のどちらかに振り分けられることになり、しかも同一原価要素については一律に同じ扱いとなるので、そのような原価要素を集計して生み出される原価情報の質はその部分に限っては均等となるはずである。このような場合には、比較可能性も従前の選択権の行使に起因して多様な可能性が容認されていた状態に比べれば疑う余地もなく高まることになり、その意味では損益計算書における原価情報の質は向上することになるといえる。

とはいえ、他方では部分的ではあるとはいえ計算上算入するか否かの選択権を廃止することによって、これまではそこに介入する余地のあった恣意性は確かに排除されるとしても、更には一律に算入・不算入の基準を適用することによって提供される原価情報についての質的な向上が図られている（この場合の前提は算入・不算入の基準が客観的に適正であり、算入したことにより算入しなかった場合に比べて却って本来の適正な情報に歪みが生じたり、また不算入となったこ

とにより算入した場合に比べて却って本来の適正な情報に歪みが生じたりすることがないという水準の質的保証が存在していることである)としても、損益計算書による損益情報の質が向上したといえるのであろうかという疑問も生じる。このような疑問が根底にあったこともあり、ここでは特に損益計算書の様式と特に製造原価の構成要素に焦点を当てて、ドイツ商法会計上の損益計算構造について、その情報提供力という観点から考察を試みたのである。

この情報提供力に関して着目すべきは、ここで取り上げた選択権の他にも不確定の法概念として位置づけられている「成果状態 (die Ertragslage) [損益状態 (die Erfolgslage) が表現としてはより良い]」という概念<sup>77</sup>が存在しているということである。商法会計上のこの概念についての解釈は、伝統的なドイツ会計理論の2つの潮流である静態論と動態論とのどちらの立場からおこなうかという極めて根本的な会計理論につながる問題<sup>78</sup>ともいえる。この成果状態は、情報目的の一つと位置づけられ<sup>79</sup>、この概念に加えて、更には求められる情報および損益計算書を含む年次決算書という三者の関係を Coenberg は次のようにまとめている<sup>80</sup>。

成果状態には、部分的成果状態と全体的成果状態とがある。また、情報要請には3つの区分があり、①会計政策上の余裕と損益へのその作用の透明性、②売上構成、損益源泉 (営業損益、営業外損益、非期間的損益、臨時的損益)、費用構成、収益性指標、③損益潜在力要因 (企業の強み・弱み、環境機会・リスク)、将来の費用・収益の伸び、という区分である。これらの情報要請についての各区分に対する情報ツールとして、①には附属説明書と損益計算書、②には損益計算書と附属説明書と貸借対照表、③には状況報告書がそれぞれ対応している。これらの3つの情報要請のうち①と②が部分的成果状態と結び付けられ、①～③のすべてが全体成果状態と結び付けられている。

以上のような Coenberg による成果状態の概念の説明を踏まえれば、損益計算書に期待されている、あるいは要請されている情報としては、①と②ではあるものの、情報ツールとしての位置づけを手掛かりとすれば、②が重視されていると考えられる。「成果状態に関する主要な情報ツールは損益計算書である」<sup>81</sup>といわれる所以といえる。①については、損益計算書に比べればむしろ附属説明書によって提供される情報への期待がより高いとはいえ、損益計算書もまた情報ツールとしての期待はあるといえる。

確かに、年次決算書としての損益計算書は、「絶対的な大きさとしての利益または損失を表示するだけでなく、成果状態を示し、かつ損益要素の分析を可能にする。」<sup>82</sup>この成果状態についての必要な情報は、とりわけ損益計算書においては第3章に既述のように損益を部分構成要素に分解することによってもたらされる。更には、上述の Coenberg による概念規定からも明らかのように、附属説明書・セグメント報告書<sup>83</sup>によっても部分構成要素に関する更なる情報が提供されることになる。また株式法では、第158条において、商法における損益計算書の項目配置では最後の項目となる「年次余剰/年次欠損」の後に続けて記載する項目として、前期繰越利益/繰越損失、資本準備金取崩額、利益準備金取崩額、利益準備金繰入額、貸借対照表利益/損失を

列挙している。もちろん、これらは取締役会および監査役会において利益処分決議がおこなわれていることを前提としているものの、このような追加情報もまた収益状態に関する情報の一部とみなされる。要するに、企業の損益情報は、損益計算書によって提供される損益情報だけではなく、他にも情報は拡充されることにはなるものの、何といたっても中心はあくまでも損益計算書であり、そこから得られる情報の質が問われているのである。

ここでは、連結決算書と個別決算書との関係からの類推として次のように考えることが重要といえる。すなわち、国際的な一つの潮流として連結決算書の情報提供力への期待から開示情報の拡充が進んできているといえる。そのような中でBilMoG制定前のドイツでは選択権を含む会計規定に則して作成されていたため、総じてドイツ連結決算書の透明性は選択権が皆無の状態と比べれば当然のことながら高いとはいえない水準であったと言わざるを得ない。つまり、選択権が連結決算書の透明性を阻害していたことになる。したがって、連結決算書の説明力も情報提供力も十分とはいえなかったといえるであろう。

この指摘は、連結決算書に向けられたものであるとはいえ、全体としての企業の成果状態に関する情報の信頼性が最終的な計算結果としての「年次連結損益」の信頼性に依存し、その信頼性はその透明性に依存しているとすれば、連結グループの成果状態に関する情報の信頼性を保証するためには、連結グループに含まれる個々の企業の個別決算での成果状態に関する情報の信頼性が確保され、そのためには個別決算による年次損益の信頼性、そのためにはその透明性が保証されていなければならないことは自明であろう。選択権自体が政策的な意味を持つものであるとすれば、理念的には基本原則（つまり例外としての選択肢を容認することのない、つまり選択権のない原則）に基づく決算書こそが、一律に同一規定が提供されているという範囲での最も透明性の高い「年次損益」の算定につながるはずであり、このような「年次損益」によって初めて信頼性が確保されることになる。とはいえ、選択権のない状態は、会計基準が統一化されていることを前提とするとしても、それだけではまだ十分ではない。もう一つの重要な条件は、会計基準自体の質の高さである。要するに、会計基準が統一され、更にその会計基準には選択権が含まれず、かつその会計基準が高品質であるならば、そのときに初めて個別決算における「年次損益」の透明性が極めて高い水準のものとして保証されることになるといえる。これによって、個々の企業の成果状態、更には連結グループの成果状態もまた透明性が保証されて、信頼性の高い情報となるはずである。これは、まさに説明力のある、しかも情報提供力のある成果状態の開示といえるであろう。

そのように考えるとすれば、「正規の会計の諸原則」の根底に選択権の完全な廃止が構想されているのであれば、個別決算において選択権がわずかとはいえ未だに残るドイツ商法会計は、道半ばということになる。しかも、選択権は個別決算に固有の存在ではなく、連結決算においても見出されることにも留意しなければならない。つまり、個別決算の選択権がすべて廃止されることによって即座に上記のような水準に至るわけではない。とはいえ、間違いなく文字通りの管見



ではあるものの、損益計算と製造原価の構成要素という視点から見えるドイツ商法会計は明らかに高い水準を目指していることは十分に推察できる。これをより深く更に究明するためには、ここでは必要最小限しか取り上げていない「正規の会計の諸原則」自体にまで遡って沈潜して検討しなければならないことはいまでもないが、更には個別決算のみならず連結決算も対象とするドイツ会計規範の全体を含めて個々の規定の詳細な分析にもまた同時に取り組まねばドイツ商法会計の意図の解明にはつながらない。ここでの検討から見えた糸口が果たして正しい道標となり得るのか否かの判断は、更なる考究を俟つ他はない。

#### 注

- 1 本来の狙いはあくまでも EU 域内における会計基準の統一化にあったものの、各加盟国の国内会計ルールへの配慮を積み重ねた結果として、統一化には程遠く、妥協の産物ともいべき調和化として決着させざるを得なかったという経緯を踏まえて、ここでは「調和化」として表記しておくことにする。
- 2 この期間中に制定された会計関連法規としては、KonTraG, KapAEG, StückAG, EuroEG, KapCoRiLiG, BilReG, BilKoG, BilMoG がある。
- 3 2013年6月29日付の新たな「Richtlinie(指令)2013/34/EU」によって、この新 EU 会計指令がそれまでの EU 第4号指令および第7号指令と差し替えられることとなり、これにより第4号指令および第7号指令は廃止された (Amtsblatt der Europäischen Union, 第57巻, 2013年6月29日 L182/26頁の第53項)。
- 4 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld(編), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB, Köln 1986年, 417-427頁所収)。選択権という概念は、「正規の簿記の諸原則」などと同様に「不確定の法概念」の一つとみなされている。
- 5 この条項については、改廃を経て今日に至っているものの、「選択権」に関する条文については、第一文の後段に含まれるか、独立した第二文として示されるかの違いはあっても内容についての変更は見られない。したがって、「選択権」という商法上の文言は現行規定にも従来と変わらずに含まれている。
- 6 この法規名称の邦訳は、極めて多様であり、中には貸借対照表法というような訳語を含む邦訳もみられるが、ここでは「会計法規現代化法」としておくこととする。
- 7 Claussen, Carlsten P./Scherrer, Gerhard, Kölner Kommentar zum Rechnungslegungsrecht 第238条～第342e条, Köln 2011年, 841頁。
- 8 論文では、ドイツ商法の条文は IDW により毎年出版されている Wirtschaftsgesetze nach Änderung durch das Bilanzrichtlinien-Gesetz の初版 (1986年) 以降、必要に応じて途中の改定版および最新版 (35版) を参照し、該当する条文を訳出している。
- 9 選択権については別の機会に既に考察している。奥山茂, 「ドイツ会計指令法を選択権の成因—EU 会計指令との関連を中心として—」(経済貿易研究〔神奈川大学経済貿易研究所年報〕第27号, 1-15頁所収), および奥山茂, 「ドイツ会計指令法における選択権の類型化—比較可能性原則との整合性に関連して—」(産業経理 第60巻第4号, 47-56頁所収)。
- 10 「統一化」が一つの体系としての会計基準の統一だけではなく、その会計基準に含まれる個々の基準の一本化を目指すことを意味しているのであれば、理想的には個々の規定においては選択の余地のないような規定が望ましく、しかもそのような規定に則して作成される決算書についても限りなく統一的な内容となることが望ましいということになるはずである。これに対して、選択権が広範囲に許容されていけばいほど、それだけ年次決算書の多様な作成可能性の余地が生じ、年次決算書の作成が多様になればなるほどそれだけ統一的な内容からは隔たりの大きなものとなることは、容易に推察され得るであろう。
- 11 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber,

Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung; Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung Band I a 第4版, Stuttgart 1995年, 3-24頁所収, 10頁。なお, ドイツ商法における不確定の法概念としての選択権の成因については, 別の機会にすでに考察している, 奥山茂, 「ドイツ会計指令法を選択権の成因—EU会計指令との関連を中心として—」〔前掲〕1-15頁。

12 例えば, ドイツ商法に見出される個別決算の評価規定に関連する選択権として, 商法第284条に関連して法律上の選択権が発生する規定には以下のようなものが存在していた。

第240条第3項(固定価値による評価), 同条第4項(加重平均値による評価), 第247条第3項および第273条(準備金部分を有する特別項目の評価), 第249条第2項第1文(年金給付引当金の不計上), 第249条第1項第3文(費用性引当金の計上), 第250条第1項第2文および同条第2項(前払物品税と前払売上税のための借方への繰延項目の計上, 社債発行差金の計上), 第253条第2項第3文(継続しない価値低下が予想される場合の長期投資資産の償却), 第253条第3項第3文(価値変動による流動資産の償却), 第254及び第279条第2項(税法により認められている減価償却), 第255条第2項第3・4文および同条第3項(共通原価・他人資本利息の製造原価への算入), 第255条第4項(営業権・暖簾の計上), 第256条(評価簡略化方式の適用), 第269条および第274条第2項(貸借対照表上の補助項目の使用), 第280条(税法の規定による価値維持)。

なお, 「正規の会計の諸原則(フレーム・ワーク概念)」の草案では, これらの選択権については, その廃止が検討されていた。その際に, 当該選択権を規定する条項自体を完全に廃止する場合と規定内容を改正した結果として選択権自体が廃止される場合とが想定され, 後者の場合にはその廃止後の当該規定の位置づけには次のような二通りの対応が見られた。一方では, 以下の3つの規定, つまり

- ①商法第250条第3項: 負債の返済額が発生時の価額を超える場合の差額を前払費用として計上することができる。
- ②商法第255条第4項: 事業の取得に支出した対価と取得日における当該企業の正味資産の金額との差額をのれんとして計上することができる。
- ③商法第274条第2項: 後の事業年度において見込まれる課税額の軽減額について前払費用を計上することができる。

について, 草案では, これらの①~③を「計上要求(Ansatzgebot)」, つまり計上義務とすることが構想されていた。実際には BilMoG 制定により, ①では一部文言修正, ②では全文修正, ③では全文修正がおこなわれた結果として, ①の選択権には変化はないものの, ②は全く内容が異なっており, かつての当該条項にみられた選択権は廃止され, 新たな条項には選択権は見出されず, ③の選択権も廃止された。他方では, 以下の3つの規定,

- ④商法第249条第2項: 決算日において発生可能性があるか, あるいは発生が確実ではあってもその発生金額・時点が不確定な費用のための引当金を計上することができる。
- ⑤商法第269条: 企業の設立・拡張費の繰延計上することができる。
- ⑥商法第273条: 資本部分を伴う特別項目を計上することができる。

について, 草案では, これらの④~⑥を「計上禁止(Ansatzverbot)」とすることが構想されていた。実際には, ④の引当金が厳格化され従前のような選択権は廃止され, ⑤は条項自体が廃止され, これは本文中にも言及した通りであり, ⑥は「逆基準性原則」に関連する規定であり, これもまた条項自体が廃止された。以上は, 選択権の一例に過ぎないが, これだけを見ても選択権をめぐる維持・廃止の動向は興味深い。

DSR, Entwurf: Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung [Rahmenkonzept], 16. Oktober 2002 (なお, この文書は DSR の提言という体裁をとっているものの, DSR は DRSC の下部機関であることから, ここではこれを DRSC という組織の提案の草案として扱うこととした。なお, この文書自体は, DRSC のホームページよりダウンロードしたものであり, その URL は次の通りである。http://www.standardsetter.de/drsc/docs/drafts/framework.htmlEntwurf), 40 頁。

13 例えば, 2019年時点の第267条第1項の規定に従って, 当該規定に定められている3つの規模基準

(①貸借対照表総額 600 万ユーロ, ②決算日前 12 か月間の売上高 1,200 万ユーロ, ③年間平均従業員数 50 名)のうち少なくとも 2つを超過しない場合には, 小規模資本金会社と認められる。また, 同条第 2 項の規定に従って, 上記の 3つの規模基準のうち少なくとも 2つを超過し, かつ当該規定に定められている 3つの規模基準 (①貸借対照表総額 2,000 万ユーロ, ②決算日前 12 か月間の売上高 4,000 万ユーロ, ③年間平均従業員数 250 名)のうち少なくとも 2つを超過しない場合には, 中規模資本金会社と認められる。このような規模の範囲設定を前提として, その規模に応じて該当する会社には, 第 276 条のような負担軽減のための規定が設けられている。この規定は, 特定の項目についての表示の簡略化を容認する規定であり, この規定を適用するか否かの判断は決算書を作成する企業側に委ねられており, ここに選択権行使が含意されているといえる。なお, これらの規定にみられる金額・人数の基準は, 必要に応じて随時改正されることはいうまでもない。

14 奥山茂, 「ドイツ会計指令法における選択権の類型化－比較可能性原則との整合性に関連して－」〔前掲〕48 頁。

15 Busse von Colbe, Walther, Bilanzierungswahlrechte (Busse von Colbe, Walther, Lexikon des Rechnungswesens 第 2 版, München 1991 年, 90-91 所収) 90 頁。

なお, 「総原価法」という訳語以外にも, 総費用法 (法務省大臣官房司法法制部, 『ドイツ商法典 (第 1 編～第 4 編): 2016 年 3 月 31 日現在』, 法務資料 第 465 号, 第 275 条第 1 項及び第 2 項) あるいは総括原価法 (W.Freericks/宮上一男 (監修), 『現代ドイツ商法典』森山書店 1992 年, 90 頁) などがみられる。前記の法務資料は, 法務省のホームページよりダウンロードした資料であり, その URL は次の通りである。www.moj.go.jp/content/001206509.pdf

他方, 「売上原価法」という訳語についても, 取引原価法 (安平昭二『標準勘定組織の展開: 諸国のコンテンツラーメンとその国際的統一化の動向』千倉書房, 1977 年, 63 頁。そこには, ここにいう取引原価法には販売費および一般管理費が含まれている分だけ売上原価よりも範囲が広いとの指摘が見出される。) あるいは売上費用法 (上記の法務省版のドイツ商法典の邦訳, 第 275 条第 1 項および第 3 項) などがみられる。このように, 訳語が必ずしも統一されているわけではないが, ここでは「総原価法」と「売上原価法」と表記しておくこととする。

16 Baetge, Jörg /Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第 7 版, Düsseldorf 2003 年, 181 頁。BilMoG 制定前と比較すると, 本文中にも指摘しているように制定後の規定では当該条項の第 2 文に改正が見られるものの, 第 1 文と第 2 文が製造原価概念についての定義であることには変わりはない。これを Baetge/ Kirsch/Tiele の第 12 版においても確認できる。

Baetge, Jörg /Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第 12 版, Düsseldorf 2012 年, 201 頁。なお, 同書第 14 版の抄訳として次のものがある。稲見亨 (監訳) 『ドイツ会計論』森山書店 2018 年。

17 本稿にいう新旧について, BilMoG 制定前後の規定に相違がみられない場合には, 特に何も付記せずに通常の第○条と表記し, 相違がある場合にのみ BilMoG 制定前の条項には「旧」の表示を付けて旧第○条と示し, BilMoG 制定後の条項には「新」の表示を付けて新第○条と示している。

18 本稿の主たる目的ではないので, 詳細には立ち入らないものの, BilMoG 制定までの会計規制改革のための取り組みの中での一つの重要な事実として, ドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee; 以下 DRSC) の下部機関であるドイツ基準委員会 (Deutscher Standardisierungsrat; 以下 DSR) は, 「正規の会計の諸原則 (概念フレーム・ワーク)」を公表した。その背景には透明性の向上を目指すという意向があったことは間違いない (DSR, Entwurf [前掲], 37 頁)。ここでの考察の対象となっている選択権に関連する部分に着目すれば, この「正規の会計の諸原則」について損益計算書の様式には, 売上原価法と総原価法とが認められているが, これを売上原価法のみを認める (DSR, Entwurf [前掲], 37 頁) というような特徴を見出すことができる。そうであれば, DSR は, 売上原価法と総原価法とを比較して売上原価法が透明性の向上にとっては有用であると判断していたことになる。とはいえ, これはあくまでも一つの意見表明に過ぎず, 実際には今日においてもそのような方式はまだ実現していない。

- 19 Schildbach, Thomas, Der handelsrechtliche Jahresabschluss 第6版, Berlin 2000年, 317頁。
- 20 ドイツ会計基準委員会の公表した「正規の会計諸原則」草案では、連結会計上は売上原価法のみを認める方針が示されていた。DSR, Entwurf: Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung [Rahmenkonzept] (前掲), 41頁。
- 21 Dyckerhoff, Christian, Gewinn- und Verlustrechnung, Umsatzkostenverfahren (Ballwieser, Wolfgang/Coenberg, Adolf/Wysocki, Klaus v., Handwörterbuch der Rechnungslegung und Prüfung, Stuttgart 2002年, 990-1000頁所収) 990頁。また, Baetge/ Kirsch/ Tiele は, アングロサクソンの会計では総原価法は未知であるという (Baetge, Jörg / Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第7版 [前掲], 561頁)。
- 22 Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm, Bilanzrichtlinien-Gesetz: Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetzes vom 19.12.1985, Düsseldorf 1986年, 221頁。
- 23 Baetge, Jörg / Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第7版 [前掲], 560頁。
- 24 Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm, Bilanzrichtlinien-Gesetz: Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetzes vom 19.12.1985 [前掲], 219頁。
- 25 Eisele Wolfgang, Technik des betrieblichen Rechnungswesens 第5版, München 1993年, 78頁。
- 26 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse: Betriebswirtschaftliche, handelsrechtliche, steuerrechtliche und internationale Grundsätze - HGB, IFRS und US-GAAP 第20版, Stuttgart 2005年, 488頁。
- 27 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 488頁。
- 28 Eisele Wolfgang, Technik des betrieblichen Rechnungswesens 第5版 [前掲], 78頁。
- 29 Eisele Wolfgang, Technik des betrieblichen Rechnungswesens 第5版 [前掲], 78頁。
- 30 Baetge, Jörg / Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第7版 [前掲], 564頁。
- 31 Eisele Wolfgang, Technik des betrieblichen Rechnungswesens 第5版 [前掲], 78頁。
- 32 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 488頁。
- 33 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 481頁。
- 34 Eisele Wolfgang, Technik des betrieblichen Rechnungswesens 第5版 [前掲], 79頁。
- 35 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 481頁。
- 36 黒田全紀「損益計算書の国際比較」(国民経済雑誌 第147巻第2号, 38-54頁所収), 43頁。
- 37 Schweitzer, Marcell/Hettich, Günter O./Küpper, Hans-Ulrich, System der Kostenrechnung, München 1976, 92頁。
- 38 Schweitzer, Marcell/Hettich, Günter O./Küpper, Hans-Ulrich, System der Kostenrechnung [前掲], 92頁。
- 39 Küting, Karlheinz, Herstellungskosten (Küting, Karlheinz/Pfitzer, Norbert/ Weber, Claus-Peter, Das Neue Deutsche Bilanzrecht: Handbuch für den Übergang auf die Rechnungslegung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG), Stuttgart 2008年, 135-155頁所収), 142頁。
- 40 Coenbergの前掲書について、手元にある第16版と第20版を比較してみると、図表形式および若干の用語表記に違いがみられるものの、数値例は同一であるため、ここでは前掲書を参照した。
- 41 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 531頁。
- 42 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 531頁。
- 43 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 100頁。
- 44 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 101頁。
- 45 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第20版 [前掲], 533頁。
- 46 この選択権については、本論文の冒頭に記した期間を前提にすれば、この期間のドイツ会計規制改革の第一歩ともいふべきドイツ会計指令法の制定を起点としてそれ以降 BilMoG までの期間での商法の条文中の表現を比較してみると、確かに相違がみられるものの、義務となる要素と選択権の行使対象となる要素との識別には変わりはない。とはいえ、Ordelheideによれば、同じ選択権行使の対象でありながら借方

- 計上義務のある製造原価に含まれる選択権行使対象の項目と借方計上能力のある製造原価に含まれる選択権行使対象の項目が存在している。Ordelheide, Dieter, Herstellungskosten (Busse von Colbe, Walther, Lexikon des Rechnungswesens 第2版, [前掲] 260-264 所収)。
- 47 Kütting, Karlheinz, Herstellungskosten (Kütting, Karlheinz/Pfitzer, Norbert/Weber, Claus-Peter, Das Neue Deutsche Bilanzrecht: Handbuch für den Übergang auf die Rechnungslegung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG) [前掲], 135-155 頁所収), 153 頁。
- 48 商法第 255 条第 3 項の規定については, BilMoG の制定前後での変更はみられない。
- 49 ドイツ商法の規定にみられる選択権を表す特徴的な表現については, すでに別の機会に考察している。奥山茂, 「ドイツ会計指令法における選択権の成因—EU 会計指令との関連を中心として—」[前掲] 11, 12, 13, 15 頁。
- 50 Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm, Bilanzrichtlinien-Gesetz : Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetzes vom 19.12.1985 [前掲], 222 頁。
- 51 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第 20 版 [前掲], 478 頁。
- 52 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第 20 版 [前掲], 477 頁。
- 53 Coenberg, Adolf G., Jahresabschluss und Jahresabschlussanalyse 第 20 版 [前掲], 477 頁。
- 54 Baetge, Jörg / Kirsch, Hans-Jürgen/Tiele, Stefan, Bilanzen 第 7 版 [前掲], 562 頁。
- 55 奥山茂, 「ドイツ会計指令法における選択権の類型化—比較可能性原則との整合性に関連して—」[前掲], 49 頁。
- 56 奥山茂, 「ドイツ会計指令法における選択権の類型化—比較可能性原則との整合性に関連して—」[前掲], 49 頁。
- 57 Bertram, Klaus/Brinkmann, Ralph/Kessler, Harald/Müller, Stefan, HGB Kommentar § 238- § 342e HGB, Freiburg 2010 年, 2 頁。
- 58 Böcking, Hans-Joachim, IFRS, SME-Project und Konzeption der deutschen Rechnungslegung (Baetge, Jörg/Kirsch, Hans-Jürgen, Deutsche Bilanzierung im Umbruch : BilMoG und SME-IFRS — Chance oder Belastung für deutsche Unternehmen? Vorträge und Diskussionen zum 23. Münsterischen Tagesgespräch des Münsteraner Gesprächskreises Rechnungslegung und Prüfung e.V. am 8. Mai 2007, Düsseldorf 2007 年, 13-38 頁所収), 21 頁。
- 59 基準設定委員会 (Deutscher Standardisierungsrat : DSR) は, プライベート・セクターと位置づけられるドイツ会計基準委員会 (DRSC) の内部機関であり, この委員会が 2005 年 5 月 3 日付で公表した 43 頁に及ぶ提案書は, DRSC のホームページにおける開示文書 (Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) であり, その URL は下記の通り。  
[https://www.drsc.de/app/uploads/2017/03/VorschlagBilMoG\\_DSR.pdf](https://www.drsc.de/app/uploads/2017/03/VorschlagBilMoG_DSR.pdf)  
 なお, ドイツ会計基準委員会については, 次の別稿にて考察している。奥山茂, 「ドイツ会計基準設定主体と会計基準の意義—DRS と HGB・GoB との相互関連性を中心として—」(商経論叢 第 36 巻第 4 号, 13-37 頁所収)。
- 60 DSR, Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz [前掲], 1 頁。
- 61 2019 年 11 月時点におけるここでのドイツ商法の現行規定とは 2018 年 7 月 10 日の最終改正後の規定をいう。Wirtschaftsgesetze (Rechtsstand : 1. Januar 2019) 第 35 版, Düsseldorf 2019 年。
- 62 ドイツ商法第 269 条では, 事業経営のための開業費および拡張費について, これらが貸借対照表能力を持たない場合には, 貸借対照表の副次項目としてこれを全額資産として計上するか, 一部分の金額を資産計上するか, 全く資産計上しないという選択権が認められていた。しかし, BilMoG の制定により当該条項が廃止されたことに伴い, これに連動して損益計算書の記載項目から除外された。Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht : Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG, Düsseldorf 2009 年, 134 頁。
- 63 Langen, Heinz, Gewinn- und Verlustrechnung (Grochla, Erwin/Wittmann, Waldemar, Handwörterbuch der

- Betriebswirtschaft 新訂第4版, Stuttgart 1974年, 1680-1688頁所収) 1682, 1683 および 1684-1685頁。
- 64 Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm, Bilanzrichtlinien-Gesetz [前掲], 219頁。臨時収益, 臨時費用, 臨時成果という3項目は, EU第4号指令の規定に則したものである。同書231頁。
- 65 従来の第4号指令と第7号指令を廃止して, 2013年に新たに施行された指令は, ダウンロードした公表文書によりその内容を確認した。当該文書の所在は, 下記のURLである。  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/DE/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2013:182:FULL&from=DE>
- 66 Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht: Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG [前掲], 102頁。
- 67 Küting, Karlheinz, Herstellungskosten (Küting, Karlheinz/Pfitzer, Norbert/Weber, Claus-Peter, Das Neue Deutsche Bilanz-recht : Handbuch für den Übergang auf die Rechnungslegung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) [前掲], 137-138頁。
- 68 Küting, Karlheinz, Herstellungskosten (Küting, Karlheinz/Pfitzer, Norbert/Weber, Claus-Peter, Das Neue Deutsche Bilanz-recht : Handbuch für den Übergang auf die Rechnungslegung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) [前掲], 153頁(ただし一部表記順を規定文言に対応して並び替えている-奥山)。
- 69 Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht : Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG [前掲], 102頁。
- 70 Marwick, Peat, Bilanzrichtlinien-Gesetz : Der Leitfaden für den neuen Jahresabschluß 第2版, Frankfurt a. M. 1987年, 37頁。
- 71 Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht : Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG [前掲], 107頁。および Küting, Karlheinz, Herstellungskosten (Küting, Karlheinz/Pfitzer, Norbert/Weber, Claus-Peter, Das Neue Deutsche Bilanz-recht : Handbuch für den Übergang auf die Rechnungslegung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz) [前掲], 151頁。
- 72 Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht : Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG [前掲], 103頁。
- 73 Ernst, Christoph/Naumann, Klaus-Peter, Das Neue Bilanzrecht : Materialien und Anwendungshilfen zum BilMoG [前掲], 102頁。
- 74 コンテンラーメンについては, 一般に一元体系と二元体系が構想されてきている。このIKRのコンテンラーメンは二元体系であり, 構造的には勘定クラス0から8までが営業簿記(つまり外部報告を主目的とする記録・計算体系)とクラス9が経営簿記(つまり原価・給付計算を主目的とする記録・計算体系)とがそれぞれ独立して損益計算をおこなう体系となっている。
- Jost, Helmuth, Kosten-und Leistungsrechnung 第4版, Wiesbaden 1985年, 47-48頁。および Coenberg, Adolf G. Kostenrechnung und Kostenanalyse 改定第3版, Augsburg 1997年, 68-69頁。他方, 一元体系の代表的なコンテンラーメンとしては Schmalenbach のものがある。これについては, 次の拙稿にてその構造を分析・検討している。奥山茂「管理会計志向の勘定組織の特質—シュマーレンバッハ・コンテンラーメンの意義—」(産業経理, 第54巻第3号, 40-50頁所収)。
- 75 DSR, Entwurf [前掲], 10頁。
- 76 DSR, Entwurf [前掲], 37頁
- 77 Coenberg, Adolf G., Ertragslage (Leffson, Ulrich / Rückle, Dieter / Großfeld, Bernhard (編)), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB [前掲], 155-163頁所収) 158・160頁。
- 78 Coenberg, Adolf G., Ertragslage (Leffson, Ulrich / Rückle, Dieter / Großfeld, Bernhard (編)), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB [前掲], 158頁。
- 79 Coenberg, Adolf G., Ertragslage (Leffson, Ulrich / Rückle, Dieter / Großfeld, Bernhard (編)), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB [前掲], 155頁。

- 80 Coenenberg, Adolf G., Ertragslage (Leffson, Ulrich / Rückle, Dieter / Großfeld, Bernhard (編)), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB [前掲], 158 頁。
- 81 Matschke, Manfred Jürgen/Schellborn, Mathias, Gewinn-und Verlustrechnung, Gesamt-kostenverfahren (Ballwieser, Wolfgang / Coenenberg, Adolf/Wysocki, Klaus v., Handwörterbuch der Rechnungslegung und Prüfung [前掲], 979-990 頁所収) 980 頁。
- 82 Baetge, Jörg/Kirsch, Hans-Jurgen/Tiele, Stefan, Bilanzen [前掲], 558-559 頁。
- 83 Coenenberg による収益概念の定義が公表された時点では、まだ商法上の規定では附属説明書しか見られないため、そこには当然セグメント報告書が含まれると考えられる。もちろん、現行規定上（第 297 条第 1 項）は、セグメント報告書は独立した報告書として連結決算書に含めることができる。